

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------------------|
| 30 | 子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和8年3月13日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | 子ども・子育て支援法の規定に基づき、子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務を行う。 ・支給認定に関する事務 ・給付管理事務 ・保育料の額の決定、徴収に関する事務(収納管理、滞納管理) ・副食費の免除の決定、徴収に関する事務(収納管理、滞納管理) 届出は窓口や郵送での書類の受入、サービス検索・電子申請機能での受領等により行う。 また、通知は郵送やマイナポータルのお知らせ機能等により行う。 |
| ③システムの名称 | 福祉情報システム、滞納管理システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能、広島市給付管理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 子ども・子育て支援ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表127の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | [情報照会] 番号利用法第19条第8号 番号利用法19条8号に基づく主務省令第2条の表155の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 広島市子ども未来局幼保給付課 |
| ②所属長の役職名 | 幼保給付課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 広島市公文書館 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 TEL:082-243-2583 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 広島市こども未来局幼保給付課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL:082-504-2154 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年8月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年8月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [<input type="radio"/>]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [<input type="radio"/>]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを徹底している。また、支給認定事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、異動や退職等によりシステムを使用しなくなった職員のアカウントは都度無効化している。 また、アクセスログを記録し、必要になった際にはログ分析により不正なアクセスがないか確認できることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---|--|---|------|---|
| 平成28年11月18日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項別表第一94の項、番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条、番号利用法第9条第2項に基づき定める条例 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表第一94の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条 番号利用法第9条第2項 広島市個人情報の利用に関する条例第3条 | 事後 | |
| 平成28年11月18日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 | 未定 | 実施する | 事後 | |
| 平成28年11月18日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 〔情報照会〕 番号利用法第19条第7号別表第二116の項 ※番号利用法別表第二の116の項の当該事務に係る主務省令は未制定。 | 〔情報照会〕 番号利用法第19条第7号別表第二116の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 | 事後 | |
| 平成28年11月18日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成27年11月1日 時点 | 平成28年11月1日 時点 | 事後 | |
| 平成28年11月18日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成27年11月1日 時点 | 平成28年11月1日 時点 | 事後 | |
| 平成29年11月17日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成28年11月1日 時点 | 平成29年11月1日 時点 | 事後 | |
| 平成29年11月17日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成28年11月1日 時点 | 平成29年11月1日 時点 | 事後 | |
| 平成30年11月16日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成29年11月1日 時点 | 平成30年10月1日 時点 | 事後 | |
| 平成30年11月16日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成29年11月1日 時点 | 平成30年10月1日 時点 | 事後 | |
| 平成31年3月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成30年10月1日 時点 | 平成31年2月1日 時点 | 事後 | |
| 平成31年3月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成30年10月1日 時点 | 平成31年2月1日 時点 | 事後 | |
| 平成31年3月1日 | IV リスク対策 | - | 項目の追加 | 事後 | 基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。 |
| 令和2年12月24日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 保育料徴収事務(収納管理、滞納管理) | 保育料の額の決定、徴収に関する事務(収納管理、滞納管理) 副食費の免除の決定、徴収に関する事務(収納管理、滞納管理) | 事後 | |
| 令和2年12月24日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 〔情報照会〕 番号利用法第19条第7号別表第二116の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 | 〔情報照会〕 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二116の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2 | 事後 | |
| 令和2年12月24日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成31年2月1日 時点 | 令和2年12月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年12月24日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成31年2月1日 時点 | 令和2年12月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年12月6日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 〔情報照会〕 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第二116の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2 | 〔情報照会〕 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第二116の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2 | 事後 | |
| 令和4年12月6日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和2年12月1日 時点 | 令和3年12月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年12月6日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和2年12月1日 時点 | 令和3年12月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年12月6日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | (右記を追加) | 届出は窓口や郵送での書類の受入、サービス検索・電子申請機能での受領等により行う。 また、通知は郵送やマイナポータルのお知らせ機能等により行う。 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--|------|-----------|
| 令和4年12月6日 | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | (右記を追加) | サービス検索・電子申請機能 | 事前 | |
| 令和4年12月6日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和3年12月1日 時点 | 令和4年12月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年12月6日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和3年12月1日 時点 | 令和4年12月1日 時点 | 事後 | |
| 令和8年3月13日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | (右記を追加) | 広島市給付管理システム | 事後 | |
| 令和8年3月13日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表第一94の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表127の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条 | 事後 | |
| 令和8年3月13日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | [情報照会] 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第二116の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2 | [情報照会] 番号利用法第19条第8号 番号利用法19条8号に基づく主務省令第2条の表155の項 | 事後 | |
| 令和8年3月13日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 広島市こども未来局保育企画課 同局保育指導課 | 広島市こども未来局幼保給付課 | 事後 | |
| 令和8年3月13日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名 | 保育企画課長、保育指導課長 | 幼保給付課長 | 事後 | |
| 令和8年3月13日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先 | 広島市こども未来局保育企画課 同局 保育指導課 同 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 左 08 TEL:082-504-2153 2-504-2154 | 広島市こども未来局幼保給付課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL:082-504-2154 | 事後 | |
| 令和8年3月13日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 令和4年12月1日 時点 | 令和7年8月1日 時点 | 事後 | |
| 令和8年3月13日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 令和4年12月1日 時点 | 令和7年8月1日 時点 | 事後 | |
| 令和8年3月13日 | IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 | — | 様式変更に伴い追記 | | |
| 令和8年3月13日 | IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | — | 様式変更に伴い追記 | | |